

議 事 概 要

会議名：令和7年度北九州空港交通アクセス会議

日 時：令和8年1月15日（木）10時00分～10時55分

会 場：福岡県千代合同庁舎8階 C801A会議室

議 題：議題1「福北リムジンタクシー（仮称）運行事業について」

発言者	発言要旨
事務局	<p>○令和7年度北九州空港交通アクセス会議を開会する。</p> <p>○本日は委員16名に出席いただき、北九州空港交通アクセス会議設置要綱第5条第2号に基づき、本会議は成立となる。 本日の会議は設置要綱第5条第5号に基づき原則公開することとなり、後日議事概要を公開することをもってこれに代えさせていただく。</p> <p>○北九州空港交通アクセス会議設置要綱第5条第1項の規定に基づき会長が議長を務めることとなっている。会長である福岡県空港事業課長に議事の進行をお願いする。</p>
議長	○議題1「福北リムジンタクシー（仮称）運行事業について」事務局から説明をお願いする。
事務局	<p>○議題1「福北リムジンタクシー（仮称）運行事業について」</p> <p style="text-align: center;"><説明></p> <p>※資料の内容に加えて、以下についても補足説明 停留所のうち、高速道路上にある直方PA、若宮ICの2か所については、路線不定期運行の場合での停車が可能か警察庁に確認中であること。 また、確認の結果、停留所の変更が必要となった場合には、改めて委員に報告の上、書面により決議を行う予定であること。</p>
議長	○ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はあるか。
委員	○本日の会議の位置づけについて。事務局の説明になかったが、地域公共交通会議との関係はいかがか。
議長	○本日の会議は地域公共交通会議として開催するものである。冒頭の挨拶

	<p>の中では申し上げたが、事務局の説明ではこの点の説明はなかった。</p>
委員	<p>○停留所の直方 PA、若宮 IC に停車できないことになった場合、ダイヤは変わるのか。</p>
事務局	<p>○停車する停留所が現在より少なくなることになるが、運行経路には変わりがなく、ダイヤ（時間）には大きく影響しないと考えている。</p>
委員	<p>○ダイヤを変更する際、今後は事務局と運行事業者で協議して変えていく形になると説明があったが、この場合もそうなるのか。</p>
事務局	<p>○航空会社の定期的な運航ダイヤの変更に伴う福北リムジンタクシーの運行ダイヤの変更については、今後は事務局と運行事業者との協議により変更させていただきたいと考えているが、それ以外の要素でのダイヤ変更は会議に諮る形になると考えている。</p>
委員	<p>○乗車定員 9 人だが、これまでの運行を踏まえ、定員 9 人の車両で十分に対応できるのか。</p>
事務局	<p>○現状は 1 便当たりの平均利用人数はおよそ 3.5 人くらいの状況である。ただ、週末等で十数人の利用が発生することはあるため、定員を超える予約には追加の車両で対応したいと考えている。</p>
委員	<p>○資料 1 の 5 ページについて。直方 PA、若宮 IC の停留所が使用できない場合は単純にこれらに停車しなくなるのか。他の場所に停留所を設置することになるのか。</p>
議長	<p>○福北リムジンタクシーの本来の趣旨は福岡都市圏と北九州空港を結ぶことにあり、運行を開始した当初は直方 PA や若宮 IC には停車しておらず、途中から停留所として追加した経緯がある。道路交通法上この停留所に停車できないことになった場合には、別の停留所の設置というよりは、停車しない方向での検討になると考える。利用者がいることであり、ご意見もいただきながら最終的には判断したい。</p>
委員	<p>○停留所で降車している方の人数等のデータはとっていないのか。</p>
議長	<p>○降車人数等のデータはとっており、毎年 12 月頃に利用者に降車場所、利用目的等含むアンケートも実施している。全体では若宮 IC や直方 PA を</p>

	<p>利用する方は多くて 2 パーセント程度。圧倒的に福岡市内の方が多い状況である。</p>
委員	<p>○資料 1 の 6 ページの運行ダイヤについて。1 号のタクシーの出発時刻が路線バスの最終便より前になることは考えられるか。仮にそうなった場合も事務局と運行事業者の協議で実施する事になるのか。</p>
議長	<p>○フライトが様々な事情で前後することはある。基本的に航空機到着後 15 分後にバスが出発するが、現状は SFJ91 便の到着が大幅に繰り上がる状況は見受けられない。</p>
委員	<p>○資料 1 の 8 ページ。予約の無い乗車希望者について。例えば 9 人乗りのジャンボタクシーに対し予約者が 4 人いて、そこに予約の無い 10 人の団体が来た場合。予約の 4 人は乗車できるが残りの方は乗車できない。予約が定員より多い場合は 2 台目が用意されるが、この例では団体の 10 人は予約していないためその場には 1 台しか車がない。この場合は 2 台目を運行するのか。乗車をお断りするのか。</p>
議長	<p>○予約が原則であり、仮にこの団体が「10 人全員乗車できなければ乗車しない」ということであればお断りすることになる。</p>
委員	<p>○席が空いていたら予約なしでも乗車できることになると、予約制自体が崩れるのでは。</p>
議長	<p>○乗車をお断りすることもできるが、席が空いているのに乗車させないというのもサービス上どうか。次から予約してもらうよう促しつつ乗車は可能とする形で考えている。</p>
委員	<p>○それでは乗合でなくなるのでは。予約がなくても、来た人がいつでも席が空いていたら乗車できるのであれば一般の流しのタクシーと同じような感覚で乗れる形になる。</p>
委員	<p>○先ほど説明があったのはあくまでも運用の一環であり、原則は予約でやるということである。初めて利用する方等もいる中、席が空いているのに乗車させないというのが道義的にどうかということから、「次回以降は予約してください」と説明を行った上で乗車いただくことはあるかもしれないというだけの話であり、基本的には予約した上で乗車していただく。基本的にタクシーは一つの契約で一人ひとりの運賃が発生するわけ</p>

	<p>ではない。この事業は一人いくらで運賃が設定されている事業形態であり乗合事業になると考える。</p>
委員	<p>○初回か2回目か等は確認のしようがないのでは。</p>
議長	<p>○同じ人が何度も予約せず乗車しているというチェックは難しいが、原則、予約がないと乗車できず、予約が必要ということは、現場の運転手にも説明いただく等周知は図っていく。現場の方で徹底していくしかないと考え。</p>
委員	<p>○誰でも乗車できるとするものではないと。歯止めがかかっていないと、一般乗用旅客自動車のルールの中でやる必要がある。そこが守られていくのであれば問題ない。</p>
議長	<p>○新たな問題等が出てきた場合には、皆様のご意見等いただきながら改善を図ってまいりたい。</p>
委員	<p>○予約可能期間が前日の17時だが、スターフライヤーの予約時間と合わせた方がいいのではないかと。前日の17時に設定した理由は何か。</p>
事務局	<p>○運行事業者において翌日の運転手の予定を早めに確定させる必要があり、前日の17時の時点で締め切ることにしている。</p>
委員	<p>○予約の期限が直前や1時間前等になることもあり得るのか。</p>
議長	<p>○予約期限は今後、運行事業者と詰めていくが、タクシーの出発時刻直前になることはない。短くするとしてスターフライヤーの該当便の搭乗3時間前といった感じになると考える。例えば、21時発の羽田発北九州行き便なら18時を期限とすることなどが考えられる。</p>
委員	<p>○3時間前がリミットになると考えていいか。1時間前、2時間前ということもあり得るのか。</p>
議長	<p>○車両や運転手の手配等を考えると1時間前等では厳しいため、1、2時間前となることはないと考え。</p>
委員	<p>○北九州空港に到着した後のわずかな時間の間でも利用者の予約を受け付けることもあるのか。</p>

議長	○予約は数時間前で締め切るため、空港到着後に予約を受け付けることはない。予約制が原則であり予約した方だけが乗車するというのが基本である。繰り返しになるが、致し方なく予約の無い方の乗車を認める場合は当初はあるかもしれない。
委員	○短くて出発3時間前と考えていいか。
議長	○以前スターフライヤーに接続するタクシーの運行事業が実施されていたことがあり、それは出発3時間前だったと聞いている。他空港では2日前等の例もあるが、利便性の問題もある。利便性と運行上の運転手の確保等との兼ね合いで決める必要があると考える。
委員	○先ほどからの意見は、タクシー事業とのすみ分けを明確にするようにという趣旨と考える。例えば羽田等で飛行機に乗る方が北九州空港に到着してからリムジンタクシーがあることを知ることが無いよう、出発地の空港でもリムジンタクシーのPRをするなど、PRを戦略的に検討いただければと考える。
議長	○今月から羽田空港のデジタルサイネージやモノレール車内で現在の福北リムジンバスの利用促進のPRを行っている。タクシーに切り替わり、予約制になるということについては、福岡市内でのPRと合わせて東京方面でも実施していきたいと考えている。
委員	○外形的には運行形態が変わり、事業者が変わるだけに見えるが、定期運行から不定期運行に変わることによって、できること、できないことがある。法的に解釈があることなので、この点は今後も事務局と協議してまいる。急な対応は難しいため、ご相談があるときは早めをお願いしたい。
議長	○ご意見感謝する。
委員	○資料1の7ページ。運行車両について。今までバス停にはバスしか停車しなかったところ、新たにタクシーの車両が入ってくることになると一般のお客様から誤解をされやすい。さらに、予約が定員を超える場合には追加で普通車も可能となっている。希望としては、明らかに乗合タクシーであることが見える形にしていきたい。

議長	○車両の見た目について、誤解が生じないよう運行事業者と今後検討していきたい。
議長	○他にご意見・ご質問等はあるか。 (委員から意見等なし)
議長	○それでは、議題1について、承認いただいてよろしいか。 (委員から異議等なし)
議長	○それでは、議題1「福北リムジンタクシー（仮称）運行事業について」は承認いただいたものとする。
議長	○本日の議題は以上となる。その他全体を通して意見等はあるか。 (委員から意見等なし)
議長	○本日いただいたご意見を踏まえ、福北リムジンタクシーの運行がうまくいくよう取り組んでまいります。引き続きご助言、ご指導いただきたい。議事の円滑な進行にご協力いただき感謝する。
事務局	○本日協議が調った「福北リムジンタクシー（仮称）運行事業について」は、所定の手続きを進めてまいります。 ○本日の議事録については、予め委員にご確認いただいた後、会議資料とともに後日公開する。 ○以上をもって令和7年度北九州空港交通アクセス会議を閉会する。